

三 赤字對策

上述の如き經營難に對する對策として擧げらるるものには次の如きものがある。

- 一、大東京交通機關の統制
- 二、大東京の結成に伴ふ現行運轉系統の再吟味
- 三、乗車料金制に關する考査
- 四、現行料金制度に於ける均一區間の基準確立
- 五、循環線の一部に無軌條電車又は「バス」の代用
- 六、必要路線の延長に依る增收並路線の經濟的合理化
- 七、「バス」の併合統制
- 八、「バス」の擴張計畫により新市域の交通整備
- 九、スピードアップ
- 十、現場中心主義の確立

イ、内勤者を極力現場勤務に充て

ロ、職員の新規採用者は先づ現場勤務に當らしめ

ハ、一面從業員を一層登用して昇進の途を拓き非現業の有機化を計ること

ニ、本局勤務の電車自動車課員並に課長以上の職員に制服を着用せしめて營業線の監督に當らしむること

十一、軌道敷鋪裝損傷補償金の徵收

十二、爲營差損金の國庫負擔

- 十三、軌條間の全部及び其の左右二尺宛の維持修繕義務負擔に關する軌道法第十二条の改正
- 十四、命令による特別負債の免除
- 十五、永久公債若は長期公債發行の許可

即ち之を要約すれば一、各種交通機關の統制。二、市電經濟の負擔する各種の義務的支出の輕減。三、サービスの改善に歸着すべく、是等の中前二者こそ根本的の更生策であるが、之が實現には監督官廳其他各方面の協力、法規の改正並に是等を行せしむる政治機構を必要とする。

之を要するに乗車料收入減退の傾向をその原因に遡つて考察するならば、市電經濟は衰退の一途を辿るものと云ふべく、之が対策も亦その焦眉の急を救ふの間に合はず、而も日々目に見えて増加し行く莫大なる收支不足は遂に應急の對策を餘儀なくせしめた。

三

九月一日市電當局は商工獎勵館に從業員代表を集めて赤字對策の方針並に質銀更改案を發表した。

市電當局發表の赤字對策要領は次の如くである。

市電赤字對策要領

一、市電(電車)經濟の不足年額 約八百五十萬圓
一、今後節約年額 約八百六十萬圓

内 謂

A 公 債 關 係	B 人 件 費 關 係
1 低 利 借 資 差 益	八十萬圓
2 長 期 借 資 差 益	三百二十萬圓